

なりた めんたるへるす

第25号(平成27年3月)

編集・発行

成田市精神保健福祉推進協議会

〒286-8585 成田市花崎町760

成田市役所障がい者福祉課内

TEL 0476-20-1539 FAX 0476-24-2367

記事一覧

◇なりた精神保健福祉フォーラム(平成25年7月、平成26年8月開催)

◇メンタルヘルス講演会(平成25年10月、平成26年10月) 街かど心の集い

～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～

精神保健福祉法の改正について

平成25年6月に改正された精神保健福祉法が平成26年4月1日に施行されました。主な改正内容として、今までの保護者制度が廃止となり医療保護入院の要件として精神保健指定医1名と家族のいずれかの同意に変更されました。また医療保護入院に対して病院は退院後生活環境相談員を配置し、退院後の生活を見据えた支援を行うことが義務付けられました。

これは入院医療を中心にした精神科医療から、地域生活を支えるための医療への方向性を示すための改正で、医療と、精神障がい者が地域で暮らすための支援づくりがさらに求められています。

成田市では精神保健福祉推進協議会を設置し市内医療機関、相談支援機関、家族会などの協力の下に精神障がいに対する地域への情報提供や知識を深めていただくために講演会などを実施しています。

～なりた精神保健福祉フォーラム報告～

テーマ 社会の中の高機能広汎性発達障害者

—彼らの生きる社会の理解のために—

平成25年7月に成田市保健福祉館で「なりた精神保健福祉フォーラム」を開催しました。今回のフォーラムでは、順天堂大学スポーツ健康科学部 健康学科教授 広沢 正孝氏よりおとなの高機能広汎性発達障害についてのお話を伺いました。

1. おとなの発達障害

いま発達障害と言われる人が増えています。医学的な診断で言うと、アスペルガーや高機能自閉症と言われるものです。広汎性発達障害の中心は自閉症でもともと精神遅滞をあわせもつ者と考えられていましたが、その中でも精神遅滞を伴わない者を高機能自閉症 特にその中のアスペル

ガー障害が注目されています。彼らの世界を理解するためには今までとは違う見方が必要です。

自閉症 3つの特徴

- (1) 対人的な障がい（基本的に自分の心の中に他人がいない）
- (2) コミュニケーションの障がい 心の中に他者がいないから相互の関係はない
言葉は自分一人の言葉（言葉遊び）

- (3) 狭い範囲でのこだわりがある

これらの特徴がすべてそろっているのが自閉症、(2)の特徴がない場合アスペルガーといわれ、これらの特徴が3歳以前から現れます。これらは生まれつき持っている発達の障害です。

おとなの発達障害はどんな人？（研究者の定義付けでは）

自閉症：単に閉じこもると言うことではなく外的世界より内的世界の方がはるかに優位な状態で、以前は統合失調症の早期発症ではないかと考えられていました。

アスペルガー：数字など特異な才能を持つ人もいます。病気ではなく性格と考えた歴史があります。

自閉症の人たちは自分の世界の中で結構豊かに生きているのです。でも他者との世界の共有が出来ないので他者から見れば『変わった人？』と思われる人が多いのです。

特徴について事例をあげながら、説明がありました。

2. アスペルガー症候群の診断には

症状や、周囲の人との関係、3歳未満の発達の状況、またそれ以降の集団生活などの聞き取りなどが大事です。激しい精神症状が出て、初めて精神科の受診をすることになります。受診前には一般社会で『ちょっと変わった人』ですが、診断を受けることで初めて精神障がい者と言われます。統合失調症では見られない特徴として、妄想は現実的な内容で、妄想、興奮に対して薬を使うと急に良くなる。心理検査IQも高いなどがあります。

その人となり、子どもの頃の生活状況まで確認して初めてアスペルガーの診断が出来るのです。

3. 彼らとの付き合い方

現在広汎性発達障害の診断は幅広く用いられ、誰もが当てはまる面もあります。しかし診断を受けていなくても、アスペルガーっぽい人達もたくさんいます。彼らの対応の仕方は似たような方法で良いことが多いのです。

彼らの一人は自分の心の構造とパソコンの画面を同じと表現しています。一つ一つ場面ごとに切り替えていると。私たちとは異なる為、彼らの心は自分とは異次元と捉え対応しないと理解できません。そのため、頭が良いが周囲との関係や適応が難しいことがあります。

アスペルガーの人の特徴

心の中に他人がいない状態と言われています。私たちは、人はそれぞれの感情がある別個であることを直感的に理解しています。自分と人の距離を理解していますが彼らにはその感覚がないのです。自分のルールを持ち、言われたとおりのことは出来るなど、彼らは彼らで優れた部分があります。

人の心の構造について曼荼羅を使って説明すると、格子状の構造から放射線状の構造（他者への

共感)への動きがあり、その比率が男女でも違います。脳の構造から違って、女性は周囲への共感性が高いことが多いのです。傾向として女性は、どこでもいつも自分が変わらず自分らしく振舞うことができるけれど男性は 職場、友人、家族で自分(対応)が変わる。それなりにふるまう傾向があります。人は成長に伴い格子状構造から放射線状構造が混ざります。アスペルガー症候群の人は分析的部分が多く共感性が少なく理論的に考える傾向が強いです。

心の発達課題

気持ちが読めない、場の空気が読めない、暗黙ルールが判らない、自然に気持ちが通じないなどがあります。

脳の構造に男女差があり、男性脳から見れば比較的理解しやすい面があります。彼らが意図的にやっているわけではないのです。

4. 今後必要なこと

私たちの世代は学校教育の中で、『自分というものを持たないといけない、他人は固有の考えを持っている』ということを大前提で学んできています。今の教育は、生物学的な知識が多く、小さいころからタッチパネル思考で育った格子型理解の若い人が増えています。心の構造を理解すると彼らについてわかりやすくなります。人の気持ちを理解するための教育がさらに必要とされています。これらは大人になってからも努力が必要です。このような心理学的視点で見ると彼らの理解はもう少しわかりやすくなるのではないのでしょうか？

参加者からは、男性と女性の違いを今後の自分の考え方、接し方の参考にしたい、固定した観方をせず理解していく事が大切なのかと思ったなどの感想がありました。

テーマ 「地域生活支援について」

平成26年8月に「なりた精神保健福祉フォーラム」を開催しました。特定非営利活動法人じりつ代表理事の岩上 洋一氏より支援の実践についてのお話を伺いました。

じりつは埼玉県埼葛北地区約40万人の地域で障がい者の生活支援センターや地域活動支援センター、障害者総合支援法に基づく就労支援、生活訓練、グループホーム、就労継続支援事業所など精神障がい者に関する支援を広く行っています。

基本方針として～私らしく あなたらしく とともに歩む～を掲げその人らしく暮らすための支援についてご紹介を頂きました。

参加者は主に相談支援事業所の職員や、現場の支援に関わるスタッフの方が多く、本人中心の生活を支援することが出来ているか、日々の活動の振り返りと今後に生かしたいという感想が多く寄せられました。

また、岩上氏は厚生労働省の障害者の地域生活推進のための検討会の委員も務められており、今精神障がい者の医療、福祉がどのように方向づけられようとしているのか最近の動向についてご紹介がありました。

～メンタルヘルスフェア成田 報告～

演題 ともに暮らしやすい社会へ～千葉県条例ができるまで～
講師 前千葉県知事 堂本 暁子 氏

平成25年10月、成田市保健福祉館で健康福祉まつりと同時に「メンタルヘルスフェア成田」を開催しました。全国に先駆けて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」ができた経緯や、今の活動についてお話を伺いました。

1. 今の長寿社会について

幼少期からの生活習慣が60年後に影響が出てきます。いきいきと人生を過ごすためにはどのようにすればよいか。精神的にも肉体的にも健康であることとはどのようなことか。病人・高齢者・障がい者に限らず、みんなが健康についての意識を持つように働きかけていってほしいと考えています。

2. 障害者権利条約の批准決定について

「障害者の権利に関する条約」の批准を国会に求めることが、平成25年10月15日の閣議で決定しました。平成21年3月に自公政権が閣議決定しようとしたのを障がい者団体が『当事者による会議の設置』を要求し、一致して止めました。その後、政権交代があり、12月に推進会議が設置されました。今後の予定としては、条約の批准2年後に政府報告書を作成し、国連の障害者権利委員会に提出されます。そのためには「障害者政策委員会」の開催が必要と考えています。

国連で採択された「障害者権利条約」

障害者の権利に関する条約が平成18年12月13日に、第61回国連総会においては採択され平成19年9月28日に日本政府が署名しました。平成25年9月1日現在、133カ国が批准し、日本では平成25年10月15日、批准することを閣議決定しました。日本は一番後に批准したことになります。

障害者権利条約の目的と趣旨について

- ・目的：障害者の人権・基本的自由の享有の確保と、障害者の固有の尊厳の尊重の促進
- ・趣旨：障害に基づくあらゆる差別の禁止・障害者の社会への参画・包容の促進・条約の実施を監視する枠組の設置等
- ・障がい者が、全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享受することを保障
- ・キーワードは「社会モデル」「合理的配慮」です

社会モデルとは

障がい、個人的問題だけではなく、社会によって作られた問題とみなし、基本的に障害のある人の社会への完全な統合の問題としてみることです。

合理的配慮とは…

- ・障がいのある人が、他の人と同様に社会生活を送れるよう、社会の方で必要な変更や調整をすることです。たとえば車いすの人を雇う際、職場にたどりつくためのスロープの設置などが合理的配慮になります。
- ・ソフト面では雇用や地域生活での支援となります。

障害者権利条約 第十九条

- ・この条約の締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。

条例批准に向けた国内の経緯

平成21年3月、自公政権が批准を閣議決定しようとした際、障害者団体が「主体は障がい者である自分たち。自分たちを抜きにして決めないでください。」とストップをかけました。

- ・同12月、民主党を中心とする連立政権が、当事者を主体とした「障がい者制度改革推進会議」を設置（堂本氏は委員として参加）
- ・平成23年8月、障害者基本法改正
- ・平成24年6月、障害者総合支援法成立
- ・平成25年6月、障害者差別解消法、障害者雇用促進法が成立

千葉県知事になったきっかけ その後の現在に至るまでの活動について

前知事の就任時の公約は「情報公開」と「県民参加型県政運営」でした。そのためにまず行ったことは、県民の声を聴くために、市町村訪問、タウンミーティングを実施しました。

タウンミーティングで行ったことは「真っ白いキャンバスに自由に絵を描いてください」ということです。国や「こうあるべきだ」ではなく、逆転の発想「自分はどうしたいのか」を話し合っていました。

- 1 官主導から民主導へ、県民参加型の政策づくり
- 2 当事者のニーズに合った福祉政策の展開

その中で5つの疑問がありました

- ① 真のノーマライゼーションの要請に応えられているか
 - ② 個人のニーズを軽視した既製服型の健康福祉になっていないか
 - ③ 全ての人が「自分らしい」毎日の生活を過ごすことができるか
 - ④ 理不尽な理由で辛く悲しい思いをしている人はいないか
 - ⑤ セクショナリズム（縦割り）及びパターナリズム（家父長的）での施策になっていないか
- ④番の声掛けが条例づくりの核となった。

新たな地域福祉像として、①誰もが ②ありのままに・その人らしく ③地域で暮らすにはどうしたらよいかについて話し合いました。

県民が主体となるタウンミーティング

初めてのタウンミーティングは旭中央病院。300人収容施設に600人集まりました。千葉市（政令市）でも実施しました。障がい者差別をなくすためのタウンミーティングは参加人員延べ

30,000人になり、2004年「とり計画」地域福祉支援計画、「かお計画」第三次障害者計画となりました。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例について

県民の想いから「障がいがあっても、地域で自分らしく暮らしたい」「そのためには、差別をなくすことが必要」と考え、千葉県障害者地域生活づくり宣言をしました。

1. グループホーム等の充実・強化
2. 就労支援の充実
3. 24時間365日の相談支援と地域のネットワークづくり
4. 障害者差別をなくすための条例づくり

「福祉サービスの充実」と「障害者差別をなくす取組み」は車の両輪です。何が「差別」なのか差別と思われる事例を募集し、約800件の事例が集まりました。

それらから障害者差別をなくすための研究会の立ち上げ、障害者差別をなくすためのタウンミーティングを実施しました。

○基本理念

「差別をする側とされる側」という対立構図を克服し、全ての人が暮らしやすい社会を目指して理解し、協力しあって暮らしやすい社会をつくる⇒敵を懲らしめるのではなく、味方を増やす考え方です。

○4つの柱

- ・差別の定義
- ・個別事案を解決する仕組み
- ・社会の仕組み自体を変えていくシステム
- ・頑張っている人を応援する仕組み

差別の定義とは…

不利益取扱い・福祉サービス・医療・商品・サービス・労働者の雇用・教育・建物・公共交通機関・不動産の取引・情報の提供などです。

合理的配慮に基づく措置の欠如

⇒障がいのある人が、障がいのない人と同じような生活ができるための配慮

個別事案の解決の仕組み

事案の発生→地域相談員に相談→地域相談員を交えた話し合い（地域での解決が困難な場合は調整委員会による助言・あっせん）→解決

これらから平成18年2月議会にて条例案を提案しましたが、福祉のまちづくり条例で十分・障がいの定義が曖昧などの理由で継続審議となり、6月議会にて、知事として条例案を撤回し「障害者差別をなくすための研究会」を開催しました。

修正をし、9月議会にて再提案し全会一致で可決成立しました。（平成18年10月11日）

条例施行後の相談活動の状況について事例のご紹介がありました。



堂本氏の現在の活動

防災のための支援づくりを行っています。

3.11東日本大地震の被災地の訪問から

住民が自主管理している避難所へ訪問し女性たちにインタビューしたところ、自分の時間、自分の場所のないつらさがありました。

医師が避難所で対応に困ったこととして、1位 高齢者への対応 2位 小児への対応
3位 女性への対応 4位 障がい者への対応 などが挙げられていました。

10月13日は国際防災の日

今年のテーマは障害者「障害者は無力な人ではない」

第4回防災グローバル・プラットフォーム会合「Resilient People, Resilient Planet」“災害から立ち直る力”を持った人と地球（5月19日～24日開催）

平成27年3月に仙台市において第3回国連防災世界会議を開催することを、閉会式で日本政府が宣言し仙台での開催となりました。

堂本氏自身の今後…

海外の旅行体験などを話しながら、90歳は90歳なりのスピードで、80歳は80歳なりのスピードで楽しむ。体力づくりについて、いまからでもできると力強いメッセージを頂きました。また県民がみんなで作り上げたこの条例を、皆で大事にして、より良いものに、より豊かなものに、より確かなものにしていただけたようにお願いしたいと、全国に先駆けたこの千葉県の条例を実践していくための大きな励ましと元気を頂いた講演会でした。

演題 ピア（仲間）のちからと地域のちから

～支援を受ける人から支援する人になって～

講師 ^{しゅるてい}多摩棕櫚亭協会 精神保健福祉士 櫻井 博 氏

平成26年10月、成田市保健福祉館で健康福祉まつりと同時に開催しました。櫻井氏はご自身も統合失調症を患い、様々な支援を受ける中でピアサポーターになりその後通信教育を経て、国家資格の「精神保健福祉士」を取得。今も治療を続けながら働いています。今までのご自身の体験や、ピア（仲間）との出会いから得たものについてお話を頂きました。

参加した当事者、また家族からも質疑応答、会場とのやりとりも活発に行われました。櫻井氏からは目指すゴールは人それぞれであり、違っていい。何かが転機になって人生のレールをそこから引き直せばいい、また、続けることで人間関係を作ることが出来、信頼も生まれてくる。自分の生活リズムを作る事が大事。のんびり長く付き合いことが大事という話がありました。

今回の講演会には成田市の精神障がいがある当事者の方にも、司会や受付、資料配布などスタッフの一員としてお願いしました。当事者の方と一緒に何かを作り上げる貴重な体験となる講演会でした。

そのほか、支援者向けの講演会として、精神保健福祉セミナー「民生委員のための精神保健入門」、法テラス弁護士を招いて「障害者差別解消法で何が変わるか？」を開催しました。

～成田街かど心の集い～

同じような病や悩みを、仲間たちと心ゆくまで語りませんか。
同日に一人で悩まずわかちあおう『若者ころの集い』も開催しています。

開催場所：成田市保健福祉館（成田市赤坂）

日 程：月1回土曜日 午後2時～4時（日にちはお問い合わせください）

参加費：無料

対象者：うつを体験した方、精神科ユーザーの方

予約不要です。お気軽にお越しください。

心の集いは、集まった皆さんが互いに病気や生活の体験・悩み・思いを話したり、聞いたりする場です。同じ様な病の悩みを持つ立場からのアドバイスや、知りたいこと、話したいことを本音で語り合っています。

お問合せ先：成田地域生活支援センター（電話0476-35-7771）

～精神障害者家族会「なりた会」～



なりた会は、障がい者の家族として同じ悩みを持つもの同士が、気兼ねなく話すことで情報交換を行い、障がいによって生じる様々な症状や生活態度への対応について、体験を通じ学び合うと共に、精神障がいについての理解をより一層深め、家族自らが自分を取り戻し元気に生活できるようにしようとするものです。皆さんの参加をお待ちしています。

精神障害者家族会「なりた会」会長 佐久間富男

※家族会・定例会のお問い合わせは、成田市障がい者福祉課 電話20-1539へ

